

環境政策をめぐる状況等

《中長期目標》

- ◆温室効果ガス削減目標: 公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減(いずれも1990年比)。
- ◆一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を10%(2020年)とする。

《基本計画》

- ◆地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

《基本的施策》

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- ◆国内排出量取引制度の創設(法制上の措置について、施行後1年以内を目途に成案を得る)
- ◆地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施に向けた検討その他の税制全体のグリーン化
- ◆再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度の創設その他の再生可能エネルギーの利用の促進

《日々の暮らし》

- ◆自動車等輸送部門、建築物等の省エネの促進
- ◆自発的な活動の促進
- ◆教育及び学習の振興
- ◆排出量情報等の公表

《国際協調等》

- ◆国際的連携の確保、国際協力の推進

《地域づくり》

- ◆都市機能の集積等による地域社会の形成に係る施策
- ◆エコドライブ等による交通に係る排出抑制
- ◆森林の整備、緑化の推進等温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- ◆地方公共団体に対する必要な措置

《ものづくり》

- ◆革新的な技術開発の促進
- ◆機械器具・建築物等の省エネの促進
- ◆温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーへの転換、化石燃料の有効利用の促進
- ◆地球温暖化の防止等に資する新たな事業の創出

- ◆原子力に係る施策

- ◆地球温暖化への適応

等

一 法案に盛り込まれた国交省関連の施策一

- (第17条) 省エネ機器(自動車等輸送部門、建築機械)の普及促進、省エネ住宅・建築物の促進
- (第18条) エコドライブ、道路交通円滑化、モーダルシフト等物流の効率化、公共交通の利用促進
- (第26条) 都市機能の集積(コンパクトシティ)
- (第27条) 緑地の保全、緑化の推進等(都市公園)
- (第28条) 地球温暖化適応策(高潮、洪水対策等)

総理発言(抜粋)

原子力と化石燃料という二つの柱で特に発電などは行ってきたわけ
ありますけれども、この二つの柱に加えて、再生可能エネルギー、いわ
ゆる自然エネルギー、省エネルギーという、この二本の柱を加える。

自然エネルギーによって、発電電力量に占める中で、2020年代の
できるだけ早い時期に、少なくとも20%を超えるレベルまで、自然エネ
ルギーの割合を拡大していく、このために、大胆な技術革新と積極的な普
及の促進に当たりたい。

目標を実現するためには、技術革新を進めると同時に、政府主導のプ
ロジェクトだけではなく、民間企業の資金や知恵も活かして、こうした事業
を進めてまいりたい。(中略)

さらに、省エネルギーというのは、エネルギーを効率的に使うということ
であると同時に、これまでのような、無限にエネルギーが存在をするとい
うことを求めるのではなくて、生活の質は落とさないで、少ないエネ
ルギーでも、しっかりと快適な生活を維持できる、そういう新たな文化の創
造、また、国民一人一人の取り組みということも重要。

1. 基本的考え方

- ・国民生活・経済活動への最小化、被災地への配慮
- ・供給面での最大限の積増し
- ・使用最大電力についての需要抑制目標設定
- ・計画停電は不実施を原則としつつも、万が一のセーフティネットと位置付け

2. 今夏の供給力見通しと需要抑制目標

- ・供給力積み増し……被災・長期停止火力復旧・立ち上げ、ガスタービン等緊急設置電源、自家用発電購入、揚水発電活用
- ・東京電力・東北電力管内の大口・小口・家庭の全てについて▲15% (7～9月・平日9～20時)

東北電力に最大限融通を行った場合の需給バランス

	東京電力管内	東北電力管内
想定需要(抑制基準)	6,000万kW	1,480万kW
供給力見通し(融通後)	<u>5,380万kW</u>	<u>1,370万kW</u>
必要な需要抑制率	<u>▲10.3%</u>	<u>▲7.4%</u>

3. 需要面での対策

①大口需要家(契約電力500KW以上)

- ・事業活動のあり方やライフスタイルに踏み込んだ需要抑制策
- ・**電気事業法第27条に基づく使用制限実施**
 - 複数の事業者が共同して需要抑制が可能とするスキーム導入
 - 適用除外・制限緩和の対象は実態を踏まえ最小限

②小口需要家(契約電力500KW未満)

- ・自主的な「節電行動計画」の策定・公表 ← **関係府省からの情報提供・依頼**

③家庭

- ・「節電対策メニュー」の活用等による節電
 - ← 政府はメニューの策定・周知、節電教育等

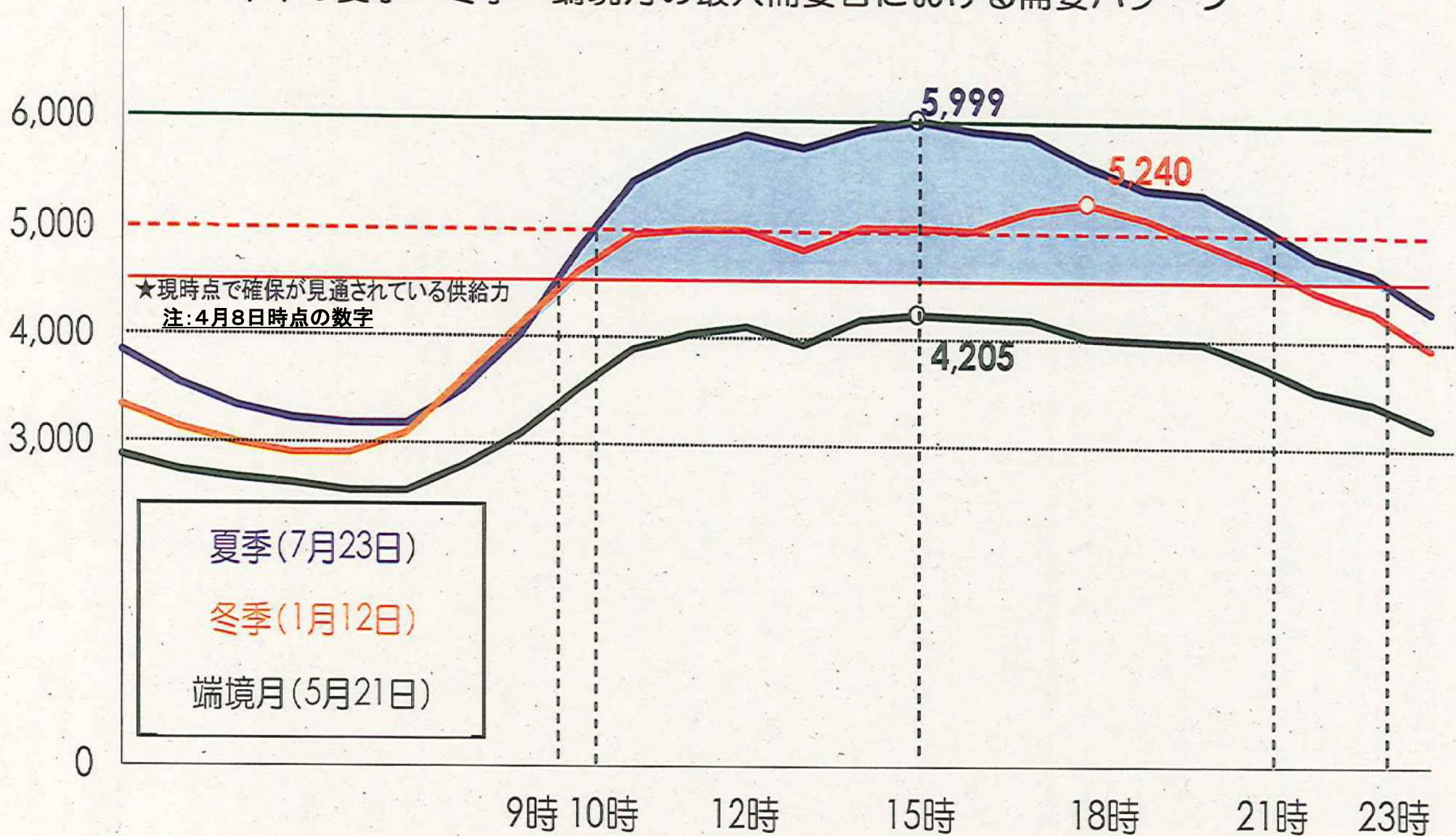
④国民運動に向けた取組～政府による広報・啓発

- ・電力需給状況の「見える化」、「需給逼迫警報(仮称)」
- ・**夏期休暇の分散化・長期化、家庭における外出・旅行の推進**

⑤政府の節電に係る取組

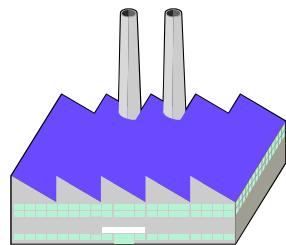
- ・**府省ごとに「節電実行計画」策定～使用最大電力15%以上抑制**

(万kW) 昨年の夏季・冬季・端境月の最大需要日における需要パターン



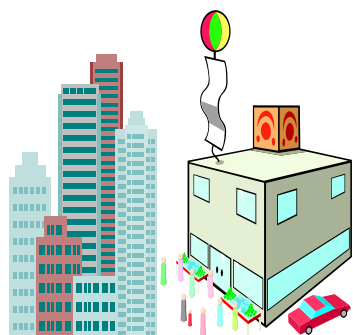
(参考) 夏期節電対策の具体例

大口/小口需要家



産業分野 (製造業他)

- ・生産プロセスの一層の合理化、設備運用の最適化
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・作業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化 他



業務分野 (オフィスビル、商業施設、飲食店、ホテル、学校他)

- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・照明の削減(窓際での消灯、ネオンの消灯など)
- ・空調時の換気量調整(今より少なく)
- ・建物の遮熱性向上(窓に遮熱フィルム、ブラインド他)
- ・パソコン、プリンター等のOA機器の使用削減等
- ・省エネ設備の導入
- ・節水の推進
- ・営業時間/日の短縮、シフト
- ・夏期休業の設定・長期化・分散化
- ・節電ビズ(クールビズの一層の強化) 他



家庭

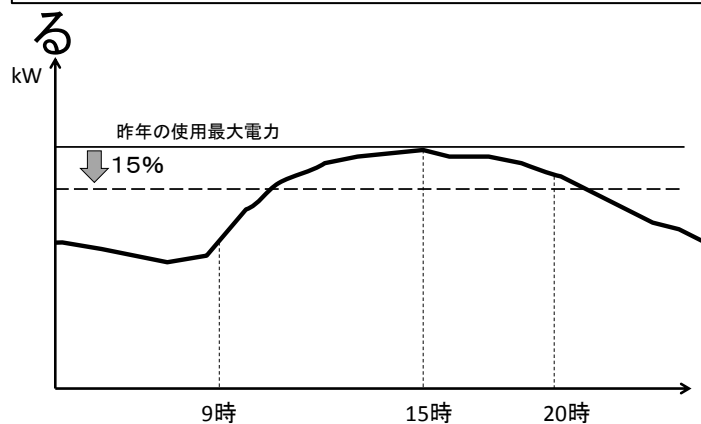
- ・空調温度の引き上げ(目安温度の設定)
- ・扇風機の利用(エアコンの代わりに扇風機を)
- ・照明の消灯(昼間は使わない)
- ・家屋の遮熱性向上(すだれやカーテンの利用を)
- ・待機電力の削減(使わない家電はコンセントを抜く)
- ・省エネ家電製品の導入(白熱電球からLED・電球型蛍光灯など)
- ・節水の推進
- ・家族はなるべく一部屋で団らんを
- ・電力需要ピーク期の家族旅行 他

制度概要

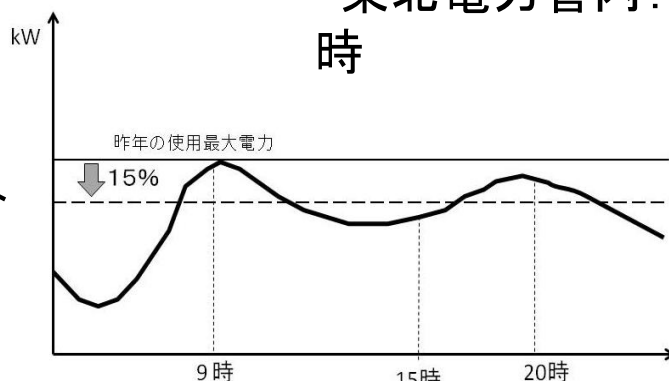
500KW以上の大口需要家について、昨夏の使用最大電力の15%削減値を上限とす

使用制限の期間・時間帯

- ・東京電力管内: 7/1 ~ 9/22 (平日) の9時 ~ 20時
- ・東北電力管内: 7/1 ~ 9/ 9 (平日) の9時 ~ 20時



【規制イメージ(一般)】



【規制イメージ(鉄道)】



【規制イメージ(倉庫)】

制限緩和の必要性

- ① 使用制限の単純適用により、広範に経済的・社会的混乱を惹起するおそれや、生命・身体の安全に直接影響を及ぼすおそれがあるもの
⇒ **鉄道、航空管制、倉庫、下水道等**
- ② **オフィスビル等**の場合、使用制限の対象はオーナーであるが、実際に使用削減を行うのはテナントであり、規制の適用対象や罰則適用については、実態に応じた対応が必要

電気事業法第27条制限緩和措置

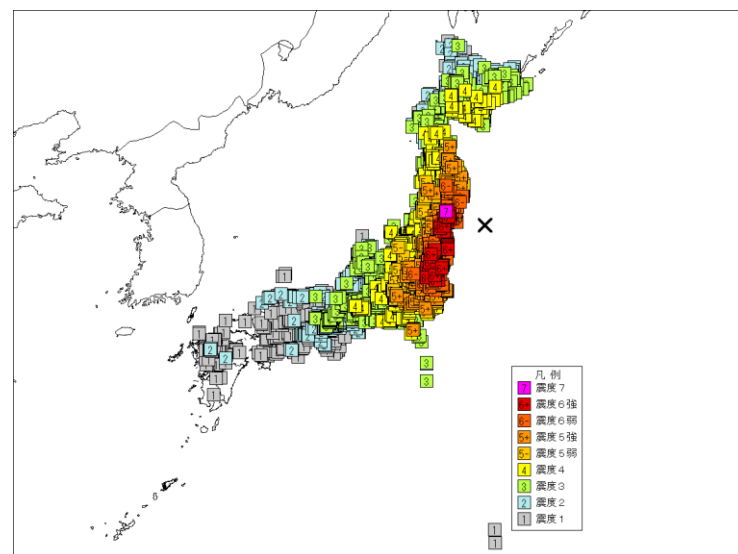
NO	主な論点	制限緩和内容
1	鉄道事業	<ul style="list-style-type: none"> ・首都圏の通勤通学路線等は、<u>使用制限の対象となる時間帯を12～15時に短縮。</u> ・新幹線・地方生活路線等は、<u>実態に応じ、0～5%の使用制限。</u> ・被災地路線は<u>適用除外。</u>
2	航空保安施設	東京電力管内の4施設は、 <u>共同で5%の使用制限。</u>
3	倉庫	<u>5%の使用制限。(冷蔵倉庫・定温倉庫等)</u>
4	下水道事業	<u>5%の使用制限。但し、降雨時には適用除外。</u>
5	オフィスビル	テナント専有部分の使用削減が行われなかったことにより、使用電力の制限値を超えた場合には、 <u>一般的なケースにおいては、オーナーには罰則がかからない(法務省刑事局に照会済)。</u>
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館：<u>10%の使用制限。</u> ・空港ターミナル：<u>5%の使用制限。</u> ・港湾運送：<u>5%の使用制限</u> ・がれきを受け入れる廃棄物処理施設：<u>適用除外。</u> 等

東日本大震災の概要

- 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分
- マグニチュード 9.0(暫定値)
- 場所及び深さ 三陸沖(牡鹿半島の東南東、約130km付近)、深さ24km(暫定値)
- 各地の震度(震度6弱以上)
 - 震度7 宮城県北部
 - 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部
栃木県北部・南部
 - 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
埼玉県南部、千葉県北西部

○主な検潮所で観測した津波の観測値(4月13日16時現在)

相馬	最大波	9.3m以上	11日15時51分
宮古	最大波	8.5m以上	11日15時26分
大船渡	最大波	8.0m以上	11日15時18分
石巻市鮎川	最大波	7.6m以上	11日15時25分



東日本大震災の被災状況

死者・行方不明者数	死者 15,069名 行方不明者 9,104名 (5月16日現在、警察庁調べ)
建築物被害(住家)	全壊 9万0,151棟 半壊 3万6,647棟 一部破損 25万8,729棟 全焼・半焼 261棟 (5月16日現在、警察庁調べ)
避難者数	11万5,964人(5月16日現在、警察庁調べ) 46万8,653人(3月14日(ピーク)時点)
直轄管理河川の被災	2,115箇所(5月16日現在、国土交通省調べ)
堤防護岸の被災	岩手、宮城、福島3県(堤防護岸延長300km)において、全壊・半壊が約190km(5月16日現在、国土交通省調べ)
港湾の被災	国際拠点港湾及び重要港湾 11港 地方港湾 18港 (国土交通省調べ)
下水道関係の被災	下水処理場の稼働停止 19箇所(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の沿岸部にある下水処理場) 管渠 135市町村等の下水管66,013kmのうち、946kmで被災 (5月16日現在、国土交通省調べ)
道路の被災総数	高速道路 15路線 直轄国道 69区間 都道府県等管理国道 102区間 都道府県道等 539区間 (5月17日現在、国土交通省調べ)
津波による浸水面積	岩手県58km ² 、宮城県:327km ² 、福島県:112km ² (4月18日現在、国土地理院調べ)

浸水範囲の概況

岩手県、宮城県及び福島県における浸水範囲の土地利用別面積

県	浸水面積(km ²)					全体	(参考) 被災した市 区町村の 全体面積
	建物用地・幹線交通用地		田・その他の農用地・ 森林・荒地・ゴルフ場	河川地及び湖沼・ 海浜・海水域	その他の用地		
	うち建物用地						
岩手県	21	20	18	10	9	58	4,942
宮城県	74	69	183	43	27	327	2,002
福島県	15	13	67	19	10	112	2,456
合計	110	102	268	72	46	497 ※	9,400

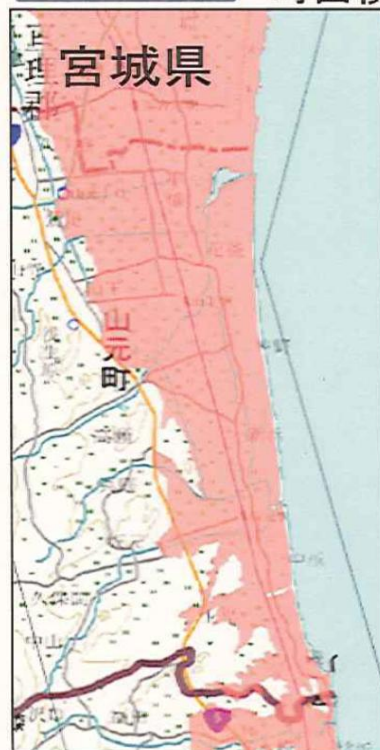
陸前高田市

浸水面積13km²
市面積232 km²



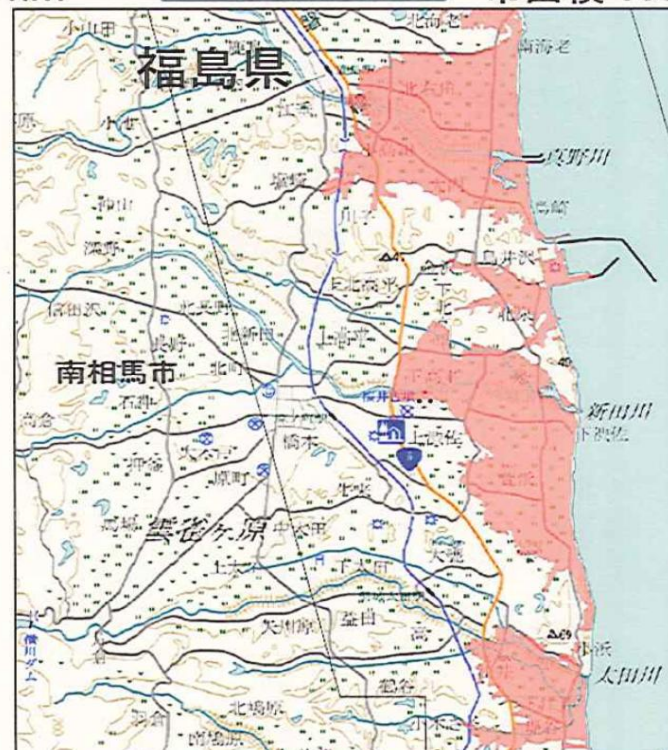
山元町

浸水面積 24km²
町面積 64 km²



南相馬市

浸水面積 39km²
市面積 399 km²



※東京23区面積
=約622 km²

横浜市面積
=約437 km²

地域ごとの被災状況

リアス式海岸地域(陸前高田市)



リアス式海岸地域(気仙沼市)



平野部(名取市)



内陸部(仙台市青葉区折立)



環境の現状と環境政策の展開の方向

目指すべき持続可能な社会の姿

環境の現状と環境政策の課題

今後の環境政策の展開の方向

- ①環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上
- ②環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成
- ③技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組
- ④国、地方公共団体、国民の新たな役割と参画・協働の推進
- ⑤国際的な戦略を持った取組の強化
- ⑥長期的な視野からの政策形成

環境政策の具体的な展開

重点分野政策プログラム

事象別の分野

1. 地球温暖化問題に対する取組
2. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
3. 都市における良好な大気環境の確保に関する取組
4. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
5. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
6. 生物多様性の保全のための取組

事象横断的な分野

7. 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
8. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
9. 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
10. 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進

環境保全施策の体系

計画の効果的実施

指標等による計画の進捗状況の点検 等

環境基本計画の見直し

見直しの趣旨

- 第三次環境基本計画策定(平成18年)から5年が経過を目途に見直しが規定。
- 策定以降、第二次循環型社会形成推進基本計画、21世紀環境立国戦略策定、生物多様性基本法制定、生物多様性条約愛知目標の採択、気候変動対策の国際枠組みについて議論など、環境問題の状況の進展が見られた。
- 平成24年には、持続可能な開発に関する国連会議(Rio+20)が開催予定。

見直しにあたっての課題

- 価値観の多様化が進む中で、持続可能な社会の姿を更に掘り下げることの必要性
- 環境問題と、他の政策領域の統合が深く進展している状況を反映させることの必要性
- 公害を克服した我が国の経験や技術活用した国際貢献とともに、国家間の利害関係を見据えた国際戦略を構築する必要性
- 連携促進のための条件整備、情報公開、人材育成など、多様な主体の参加と級銅のための施策の充実
- 温暖化と生物多様性、循環型社会形成と生物多様性など分野間の相互の影響を考慮するとともに環境基本計画と個別分野の計画の関係の整理
- 実効性の確保のため進捗状況の適切な把握と、厳しい財政状況を踏まえ費用対効果等に留意した政策手段の選択

見直しスケジュール(案)

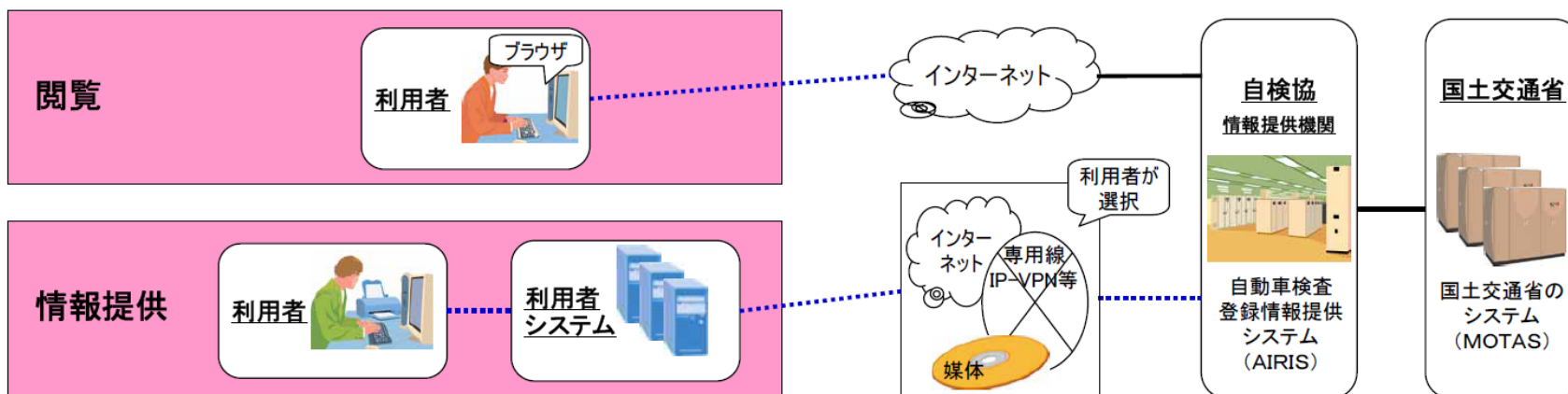
- 本年3月中央環境審議会に諮問、平成23年度内目途第4次環境基本計画の閣議決定

オドメーターの情報提供について

- 車検のオドメータ（（積算）走行距離計）にあたる情報は、「車検時（過去2回分）における車両の走行距離計の表示値」として自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）に記録、保有されている。
- MOTAS情報については、道路運送車両法に基づく自動車登録情報の電子的提供制度により、情報提供を行っている。

自動車検査登録情報提供サービス

自検協が登録情報提供機関として利用者に提供するサービスを「自動車検査登録情報提供サービス」といい、利用者の接続形態毎に「閲覧」と「情報提供」に分かれ、「情報提供」は目的毎にさらに5つの個別サービスに分かれます。



【提供するサービス(メニュー)】

サービスメニュー	説明	提供される登録情報
閲覧	登録事項等証明書相当の情報を利用者のパソコンのブラウザに表示するサービス	現在記録
情報提供	利用者システムに取り込み可能なデータ形式で登録情報を提供するサービス	—
一意検索	一件の登録情報を検索するサービス	データ形式:XML(オンライン処理) 現在記録
更新情報検索	一台の車両の登録情報の更新履歴を検索するサービス	データ形式:XML(オンライン処理) 更新履歴情報
複数件検索	複数件の登録情報を一括して検索するサービス	データ形式:CSV(オンライン/バッチ処理) 現在記録
ジャーナル	日々更新される登録情報を一括して提供するサービス	データ形式:CSV(バッチ処理) 更新情報
統計/初期	四半期末時点での登録情報を一括して提供するサービス	データ形式:CSV(バッチ処理) 四半期末現在記録

※自動車検査登録情報提供サービス (<https://www.e-airis.jp/teikyoku/TeikyokuServlet?next=FA0101&route=FA01>)

1. 重点計画見直しの基本方針

- 「国民の安全・安心を守る」という社会資本整備の使命を踏まえたこれまでの社会資本整備に係る課題
- 国土保全等の基本的政策分野の即した社会資本整備が目指す姿
- 計画期間における重点目標

2. ハード・ソフトの連携方策に係る基本的な考え方

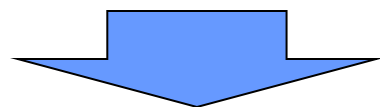
- 政策分野ごとのハード・ソフト連携の意義
- 特に国土保全、防災分野における連携のあり方と実効性を確保する方策

☆津波防災地域・まちづくりについて

- ・ハード・ソフトを総動員した津波防災地域・まちづくりの基本的な考え方
- ・多重防御、土地利用・建築構造の誘導などについての考え方

「大震災を踏まえた今後の社会資本整備のあり方」について、8月中に「中間とりまとめ」

中央防災会議(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会)、復興構想会議における検討状況も踏まえ、早期に一定の方向性を提示



年内を目途に最終答申